

平成30年(ㇿ)第 号 伊方原発稼働差止仮処分命令申立事件(第二次)  
債権者 外3名  
債務者 四国電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

(甲1～39)

平成30年5月18日

広島地方裁判所 民事第四部 御中

債権者ら代理人 弁護士 胡 田 敢

同 弁護士 河 合 弘 之

同 弁護士 甫 守 一 樹

以下の証拠はすべて写しである。

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲1の1	決定要旨	2017年 (平成29 年)3月3 0日	広島地方 裁判所民 事第4部	広島地裁決定の概要	
甲1の2	決定書	同上	同上	広島地裁決定の詳細	
甲2の1	決定要旨	2017年 (平成29 年)12月 13日	広島高等 裁判所第 2部	広島高裁決定の概要	
甲2の2	決定書	同上	同上	広島高裁決定の詳細	
甲3の1	第1回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289 号)	平成28年 6月13日	広島地方 裁判所民 事第2部 裁判所書 記官 水	本案訴訟において判決の 目処が未だ立っていないこ と	

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
			戸陽子		
甲3の2	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)	同上	同上	同上	
甲4の1	第2回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号)	平成28年 8月22日	裁判所書記官 水戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと	
甲4の2	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)	同上	同上	同上	
甲5の1	第3回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902号(第2事件))	平成28年 11月30日	裁判所書記官 水戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと	
甲5の2	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902号(第2事件))	同上	同上	同上	
甲6の1	第4回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902号(第2事件))	平成29年 2月6日	裁判所書記官 水戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと	
甲6の2	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902号(第2事件))	同上	同上	同上	
甲7の1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号(第1事件)) (平成28年(ワ)第902号(第2事件))	平成29年 4月19日	裁判所書記官 水戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと	

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
	号 (第2事件))				
甲7の2	第5回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号 (第1事件)) (平成28年(ワ)第902号 (第2事件))	同上	同上	同上	
甲8	決定書	平成29年 6月21日	広島地方 裁判所民 事第2部	本案訴訟における第1事 件と第2事件の口頭弁論が 分離されたこと	
甲9の1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)	平成29年 7月5日	裁判所書 記官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の 目処が未だ立っていないこ と	
甲9の2	第6回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号)	同上	同上	同上	
甲10の 1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)	平成29年 9月13日	裁判所書 記官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の 目処が未だ立っていないこ と	
甲10の 2	第7回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号)	同上	同上	同上	
甲11の 1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)	平成29年 11月8日	裁判所書 記官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の 目処が未だ立っていないこ と	
甲11の 2	第8回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号)	同上	同上	同上	
甲12の 1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)	平成30年 1月31日	裁判所書 記官 水 戸陽子	本案訴訟において判決の 目処が未だ立っていないこ と	
甲12の 2	第9回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号 (第1事件)) (平成29年(ワ)第128	同上	同上	同上	

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
	1号(第4事件))				
甲13の1	進行協議期日調書 (平成28年(ワ)第289号)(第1事件) (平成28年(ワ)第902号)(第2事件) (平成29年(ワ)第1281号)(第4事件))	平成30年 3月26日	裁判所書記官 水戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと 本案訴訟における第1事件と第2事件の口頭弁論が併合されたこと	
甲13の2	第10回口頭弁論調書 (平成28年(ワ)第289号)(第1事件) (平成28年(ワ)第902号)(第2事件) (平成29年(ワ)第447号)(第3事件) (平成29年(ワ)第1281号)(第4事件))	同上	同上	同上	
甲14	第1回口頭弁論調書 (平成29年(ワ)第447号)	平成30年 3月26日	裁判所書記官 水戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと	
甲15	第1回口頭弁論調書 (平成29年(ワ)第1281号)	平成30年 1月31日	裁判所書記官 水戸陽子	本案訴訟において判決の目処が未だ立っていないこと	
甲16	原子力発電所の火山影響評価ガイドの制定について	平成25年 6月	原子力規制委員会	設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価できない場合には、原子力発電所の立地は不適とすべきこと	<a href="http://www.nsr.go.jp/data/000069143.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000069143.pdf</a>
甲17	岩波書店「科学」Vol.85 No.6 574-580頁 「火山学者緊急アンケート」	2015年 1月	岩波書店「科学」編集部	綿密な機器観測網の下で大規模なマグマ上昇があった場合に限って、数日～数十日前に噴火を予知できる場合もあるというのが、火山学の偽ら	第1次事件 甲D234

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
				ざる現状であること等	
甲 1 8	陳述書	平成 2 8 年 7 月 3 1 日	町田洋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火砕流が到達した範囲(特に最前線)については、火砕流堆積物と火山灰層への変化が漸移的であることから、厳密に決めることが相当困難であることを踏まえないこと</li> <li>・現在確認できる分布範囲が平坦地又は谷間にあるのは、尾根や斜面部分は風化・浸食等によって削られてしまい、平坦地又は谷間部分だけが浸食されずに残ったためであること</li> <li>・阿蘇 4 火砕流堆積物について、秋田県の男鹿半島で 10cm 以上の軽石塊が見つかっており、北九州や山陰沖の日本海に出て、当時の海流にのって北日本の沿岸に漂着したことが分かっていること</li> <li>・四国西部一帯も火砕流のやや濃度を減らしたガス流である火砕サージに襲われたといえること</li> <li>・噴出中心から半径 150km の範囲内に火砕流が到達したとみるのは、ごく常識的な判断であること</li> <li>・伊方周辺地域に火砕流堆積物が存在しないからといって、火砕流が来なかったという債務者の主張は見当違いで</li> </ul>	同 甲 D 3 4 3

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
				あること ・火砕流は、ジェットコースターのように斜面を乗り越えながら流動する密度流であり、火砕流にとって、水域は障害にならないこと	
甲 1 9	陳述書	平成 2 9 年 9 月 1 1 日	須藤靖明	須藤ほか(2006)を踏まえた債務者の議論が不合理であること 原子力発電所が備えるべき安全性を考えれば、阿蘇4相当の阿蘇5を想定すべきこと等	同 甲 G 1 3
甲 2 0	「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム 提言とりまとめ」について	平成 2 7 年 7 月 3 1 日	原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム	VEI 6以上の巨大噴火については、中・長期的な噴火予測の手法は確立していないこと(11頁)	同 甲 G 1 8
甲 2 1	火山第6 1 卷第1号 211-223頁 「我が国における火山噴火予知の現状と課題」	平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年)	藤井敏嗣	東京大学名誉教授で気象庁火山噴火予知連絡会会長(当時)の藤井敏嗣氏が、中・長期火山噴火予測について手法が確立していないとしていること、原子力発電所の稼働機関連にカルデラ噴火の影響をこうむる可能性が高いか低いかなどという判定そのものが不可能なはずであり、このような判定を原子力発電所設置のガイドラインに含むこと自体が問題であろうと述べていること	同 甲 G 1 9
甲 2 2	「科学」Vol. 85, No2 「原子力発電所の『新規制基	平成 2 7 年 ( 2 0 1 5	小山真人	火山ガイドが火山学・火山防災の現状と乖離しているこ	同 甲 G 2 0

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作成者	立 証 趣 旨	備考
	準』とその適合性審査における火山影響評価の問題点」	年) 2月		と (185頁) Nagaoka(1988)で示された噴火ステージの考え方は、噴火史上のパターン認識にもとづいた仮説であり、実際のマグマだまり内で生じる物理・化学過程にもとづいた立証がなされていないこと (189頁) プリニー式噴火の継続時間はふつう数時間から数十時間なので、風向きが変化しないうちに特定の場所に一気に厚く積もる可能性があること (190頁)	
甲 2 3 の 1	新聞記事 「伊方3号機差し止め」	平成29年 12月14 日	中国新聞	同上	同 甲 E 7 6 の 1
甲 2 3 の 2	新聞記事 「火山と原発 根幹問う 1万年に1回備えは」	同上	同上	同上	同 甲 E 7 6 の 2
甲 2 3 の 3	新聞記事 (社説) 「伊方原発差し止め決定 リスクの想定 考え直せ」	同上	同上	同上	同 甲 E 7 6 の 3
甲 2 4 の 1	新聞記事 「伊方3号機差し止め 仮処分初の高裁判断 広島阿蘇噴火危険指摘」	同上	愛媛新聞	同上	同 甲 E 7 7 の 1
甲 2 4 の 2	新聞記事 (社説) 「伊方3号機差し止め 噴 火の危険重視した司法の警 告」	同上	同上	同上	同 甲 E 7 7 の 2
甲 2 5 の	新聞記事	同上	西日本新聞	原決定についての報道内容	同 甲 E

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
1	「伊方3号機 運転差し止め」				78の1
甲25の2	新聞記事 「九州の原発もリスク」	平成29年 12月14 日	西日本新聞	同上	同甲E 78の2
甲25の3	新聞記事 「規制の不備断じた判決」		同上	鹿児島大学の井村隆介准教授（火山地質学）が、原決定について、火山ガイドに沿うならば立地そのものを不適としたのは極めて当然の判断とコメントしていること	同甲E 78の3
甲25の4	新聞記事 「火山リスク 厳格適用」	同上	同上	立命館大学名誉教授の安齋育郎氏（放射線防護学）が、「火山による危険性の規模が明確に言えない以上、立地は不適で、原発の運転を差し止めるという今回の決定は重大かつ本質的だ」とコメントしていること	同甲E 78の4
甲25の5	新聞記事（社説） 「九州にも警鐘鳴らす判断」	同上	同上	原決定についての報道内容	同甲E 78の5
甲26の1	新聞記事 「阿蘇噴火の危険重視」	同上	大分合同新聞	同上	同甲E 79の1
甲26の2	新聞記事 「論説 伊方原発運転禁止 重い、高裁判断」	同上	同上	同上	同甲E 79の2
甲27の1	新聞記事 「伊方原発 運転差し止め」	同上	朝日新聞	同上	同甲E 80の1
甲27の2	新聞記事 「火山リスク 厳格認定」	同上	同上	同上	同甲E 80の



号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
					2
甲 2 8 の 1	新聞記事 「伊方原発 差し止め」	同上	毎日新聞	同上	同 甲 E 8 1 の 1
甲 2 8 の 2	新聞記事 「火山のリスク重視」	平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日	毎日新聞	同上	同 甲 E 8 1 の 2
甲 2 8 の 3	新聞記事（社説） 「伊方原発差し止め命令 噴火リスクへの重い警告」	同上	同上	同上	同 甲 E 8 1 の 3
甲 2 8 の 4	新聞記事 「ミニ論点 愛媛・伊方原 発差し止め 巽良幸・神戸 大教授／奈良林直・北海道 大特任教授／伴英幸・原子 力資料情報室共同代表の 話」 (記事の部分のみを抜粋)	同上	同上	神戸大学の巽良幸教授（火 山学）が、原決定について、 「現状の火山学の常識を踏ま えた、科学的な知見に基づい た決定だ」とコメントしてい ること	<a href="https://mainichi.jp/articles/20171214/ddm/041/070/060000">https:// mainic hi.jp/a rticles /201712 14/ddm/ 041/070 /060000</a> c 同 甲 E 8 1 の 4
甲 2 9 の 1	新聞記事 「伊方 3 号 高裁が停止命 令」	同上	東京新聞	同上	同 甲 E 8 2 の 1
甲 2 9 の 2	新聞記事（社説） 「伊方差し止め 火山国の 怖さを説いた」	同上	同上	同上	同 甲 E 8 2 の 2
甲 3 0 の 1	新聞記事 「伊方原発 運転差し止め 広島高裁 阿蘇噴火リスク 指摘」	同上	日本経済 新聞	原決定についての報道内 容	同 甲 E 8 3 の 1
甲 3 0 の 2	新聞記事（社説）	同上	同上	同上	同 甲 E 8 3 の

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
	「原発の火山対策への警鐘だ」				2
甲 3 1	新聞記事（社説） 「草津白根山噴火 『想定外の想定』こそ防災の要諦」	平成 3 0 年 1 月 2 5 日	愛媛新聞	愛媛新聞が、草津白根山でノーマークの火口から噴火がおき自衛隊員が命を落とした事故を受けて、「火山列島日本で、原発との共存はやはり困難」「自然の脅威を謙虚に受け止め、危険を正しく理解し、正しく恐れる。それが防災の要諦との意識を再確認したい」等と記載した社説を掲載したこと	同 甲 E 8 4 の 1
甲 3 2	新聞記事 「伊方原発差し止め決定の意義」	平成 3 0 年 1 月 2 8 日	京都民報	元京都府立高校教諭の古儀君男氏が、原決定の差止判断を「当然の結果」とコメントしていること	同 甲 E 8 5
甲 3 3	新聞記事 「（いまさら聞けない+）火山と原発 火砕流の可能性なら『不適』」	平成 3 0 年 2 月 3 日	朝日新聞	火山と原発についての報道内容	同 甲 E 8 6
甲 3 4	判決書 （抜粋） 表紙、目次、細目次、 6 1 ～ 7 4 頁	平成 3 0 年 3 月 1 5 日	京都地方裁 判所第 7 民 事部	原発には極めて高い安全性が求められること	
甲 3 5	シミュレーション T I T A N 2 D の 使 い 方 ( v e r 1 )	不明	特 定 非 営 利 活 動 法 人 環 境 防 災 総 合 政 策 研 究 機 構	TITAN2D は、火口位置に仮想的な円柱（＝パイル）を置き、このパイルを崩して火砕流等を発生させるモデルであること  パイルとは、想定した火口位置に置く仮想的な円柱を指すものであること	同 甲 D 3 4 5 <a href="http://www.npo-cemi.com/works/TITAN2D_manual.pdf">http://www.npo-cemi.com/works/TITAN2D_manual.pdf</a>

号 証	標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲 3 6	火山防災マップ作成指針別冊資料 (抜粋) 表紙、目次、 81～88頁	2013年 (平成25年)3月	内閣府(防災担当) 消防庁 国土交通省水管理・ 国土保全局砂防部 気象庁	阿蘇4火砕流は大型火砕流であり、これについては、噴出源から100km以上の広範囲に到達し、全方向に流下し、数百m程度の起伏の山地は越えてしまうこと、そのため、どのような方向へ流下していくかは決めにくいこと、地形とはあまり関係なく遠方まで到達すること。 TITAN2D は火砕流、泥流、岩屑なだれ等を多数の粒子の集合体からなる連続体とみなし、その流動に関して重量を駆動力とする運動方程式を解くことによるシミュレーションであること。	<a href="http://www.bousai.go.jp/kazashiryu/pdf/20130404_mapshin_appendix.pdf">http://www.bousai.go.jp/kazashiryu/pdf/20130404_mapshin_appendix.pdf</a> 同 甲 D 3 9 7
甲 3 7 の 1	Application of "shallow-water" numerical models for hazard assessment of volcanic flows: the case of titan2d and Turrialba volcano(Costa Rica)	2015年 (平成27年)	S.J.Charbonnier, J.L.Palma, S.Ogburn	TITAN2D は、密度の大きい火山性粒子流のようなケースのシミュレーションを行うのに限られるべきであって、密度の小さい火砕物密度流のシミュレーションに用いられるべきではないこと等。トゥリアルバ火山のシミュレーションにおける数値。	同 甲 D 3 9 8 の 1
甲 3 7 の 2	甲 3 7 の 1 の重要部分を抄訳したもの	2016年 (平成28年)8月10日	債権者ら 代理人	同上	同 甲 D 8 9 8 の 2
甲 3 8	原子力発電所の火山影響評価ガイドの制定について	平成29年 11月29日 改正	原子力規制委員会	平成29年11月29日付けで、新たに気中降下火砕物濃度の推定手法が火山ガイドに加えられたこと	<a href="http://www.nsr.go.jp/data/00">http://www.nsr.go.jp/data/00</a>

号 証	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
					0213308 .pdf
甲39	資料1-2-2 「機能維持評価用参考濃 度」への対応について	平成29年 6月22日	電 気 事 業 連 合 会	電気事業連合会は、平成29年6月22日の時点で、降下火砕物につき、設計層厚1.5cmを前提に参考濃度約 $3.1\text{ g/cm}^3$ と評価していたこと	<a href="http://www.nsr.go.jp/data/00193536.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/00193536.pdf</a>

以上